

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27

維  
餉  
限  
運  
送  
株  
式  
會  
社  
定  
款

雜餉限運送株式會社定款

第 壹 章 總 則

第壹條 本會社ハ雜餉限運送株式會社ト稱ス

第貳條 本會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、小運送業

二、倉庫業及自動車運輸運送業

三、金錢立替及荷爲替取組

四、保險業其他ノ代理行爲

五、營業上關係ヲ有スル他ノ會社ノ株式引受及讓渡

六、前各條ニ關係スル一切ノ業務

第參條 本會社資本金ヲ金五萬圓トス

第四條 本會社ハ本店ヲ福岡縣筑前郡那珂村大字支野

ニ置キ必要ニ應シ支店又ハ出張所ヲ設置ス

第五條 本會社ノ公告ハ福岡市於テ發行スル福岡日々新聞

紙上ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第貳章

株式

第六條 本會社ノ株式總數ヲ壹千株トシ壹株ノ金額ヲ

金五拾圓トス

第七條 本會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券拾株券百

株券ノ參種トス

第八條 株式ノ発売回拂込ハ壹株ニ付金參拾圓トシ券或回以後

ノ拂込金額及期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 株式ノ拂込シタル株主ハ拂込期日ノ翌日より其滞

納金額ニ對シ金百圓ニ付壹日金百錢ノ割合ヲ以テ遲滞

利息ヲ支拂ヒ且其遲滞ノ爲メ生シタル費用及損害口ヲ

賠償スルコトヲ要ス

第十條 株主ハ其住所氏名及印鑑ノ會社ニ届出スルシ

其変更アリタル時亦同シ

第十一條 本會社ノ株式ヲ賣買讓渡セシトスル時ハ取締役

會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第拾株券ノ裏書ニ依ル株式譲渡ハ此ヲ禁止ス

第拾貳條 株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株式ヲ添付シ其請求ヲ爲スモノトス相續遺贈其他法律上ノ手續ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ其事實ヲ証明スベキ書類ヲ添付スルモノトス  
本條ノ場合ニ於テ本會社ハ株式店枚ニ付手教科金貳拾銭ヲ徴收ス

第拾參條 株式ヲ毀損シ又ハ種類ヲ変更スル爲メ新株式ノ交付ヲ受ケントスル時ハ會社所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株式ヲ添付シ之ヲ請求ヲ爲スヘシ

株券ノ喪失ニ因リ新株式ノ交付ヲ受ケントスル時ハ除權判決ノ謄本ヲ添付會社所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ以テ新株式ノ交付ヲ請求スルモノトス

本條ノ場合ニ於テ本會社ハ株式店枚ニ付手教科金五拾銭ヲ徴收ス

第拾四條 本會社ハ毎決算期最終日ノ翌日ヨリ其是時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス

臨時株主總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其總會終了ノ日迄亦同シ

第 參 章 株 主 總 會

第拾五條 定時株主總會は毎月之ヲ招集ス

臨時總會ハ必要ニ場合ニ隨時之ヲ招集ス

第拾六條 株主總會ノ議長ハ代表取締役之ニ當ル

代表取締役事故ニ時ハ他ノ取締役之ニ當ル

第拾七條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ当席株主ニ委任

スルコトヲ得

但此ノ場合ニ於テハ其委任状ヲ會社ニ提出スルコトヲ要ス

第拾八條 株主總會ノ決議ハ商法ニ別段ノ定メアル場

合ヲ除ク外当席株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ

爲ス株主總會ノ議長ハ株主トシテ其議決權ノ行使ヲ

第拾九條 株主總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作り議長並ニ

当席シタル取締役及監査役之ニ署名シ本會社ニ保存スル

モノトス

### 第四章 役員

第貳拾條 株主總會ニ於テ百株以上ノ所有スル株主中ヨリ

取締役四名以上五拾株以上ノ所有スル株主中ヨリ監査役

或名以内ヲ選舉ス

第貳拾壹條 株主總會ニ於テ取締役中ヨリ代表取締役一名ヲ

選舉シ之ヲ社長ト稱ス、社長ハ本會社ヲ代表シ業務ヲ

統理ス

第貳拾貳條 取締役ノ互選ヲ以テ常務取締役置クコトヲ得  
第貳拾參條 取締役ハ其所有株式百株ヲ監査役ニ供託スルコ  
トヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職ストモ其期ニ用スル決算報告書  
カ株主總會ノ承認ヲ經タ後ニ非ラサレハ之ヲ返還セサル  
モノトス

第貳拾四條 取締役ノ任期ハ參ヶ年監査役ノ任期ハ貳ヶ年トス  
取但共任期カ任期中最終ノ決算期ニ用スル定時株主總  
會前ニ滿了スル時ハ其株主總會ノ終結ニ至ル迄共任期  
ヲ伸長スルモノトス  
取締役及監査役ハ再選スルコトヲ得

第貳拾五條 取締役又ハ監査役中ニ卸負ヲ生シタルトキハ臨時株主  
總會ヲ用キ補欠選舉ヲ行フ

但法定ノ負數ヲ缺カサル時ハ次ノ定時株主總會迄其選舉  
ヲ延期スルコトヲ得  
補欠選舉ニ因リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前任  
者ノ残任期トス

第貳拾六條 取締役會ノ決議ニヨリ顧問及支配人ヲ置クコトヲ得  
第貳拾七條 取締役及監査役ニ對スル報酬ハ株主總會ニ於テ之  
ヲ定ム

第五章 計 算

第貳拾八條 本會社ノ決算ハ年終日トシ四月一日ヨリ翌年三月三十日迄トス

第貳拾九條 本會社ノ損益計算書ハ毎決算期ニ於テ總收  
收金ヨリ一切ノ經費、損失金及銷却金ヲ控除シタルヲ  
利益金トシ左記ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ配當ス  
ルモノトス

第一 法定積立金 利益金ノ十分ノ一以上

第二 役員賞與金 利益金ノ百分ノ十以下

第三 従業員退職手当基金 若干

第參拾條 株主配當金ハ三月三十一日現在ノ株主ニ配當ス

株主配當金ハ株主總會終了ノ日ヨリ三ヶ年ヲ經過ス  
ルモ請求ナキ時ハ其請求權ヲ抛弃シタルモノト看做シ  
本會社ノ收得トス

附 則

第參拾壹條 本定款ニ規定ナキ事項ハ商法其他ノ法令  
ニ依ルモノトス